

平成20年度災害救助担当者全国会議資料

目 次

I	重点事項について	P 1
II	災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する実務について	P 7
III	災害救助対策事業について	P 15
IV	被災者生活再建支援法について（内閣府）	P 21
V	災害救助に係る事例報告	
	V-I 新潟県中越沖地震の経験（災対室）	別添
	V-II 能登半島地震の経験（石川県）	P 51
VI	講演	
	VI-I 災害救助法のここがミソ！	P 57
	VI-II 聴覚障がい者と防災問題	P 69

平成20年6月2日

厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室

I 重点事項について

厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室

I 重点事項について

1 防災態勢の強化について

先般、中国四川省において大規模な地震が発生し、自然災害の脅威を目の当たりにしたところであるが、我が国も、国土の自然的条件から、各種の災害が発生しやすく、昨年においては、能登半島地震、新潟県中越沖地震等、大規模な災害が発生し、自然災害はいつでも起こりうるということを、改めて認識させられたところである。

このため、大規模災害を含め災害発生時に迅速な対応ができるよう、「大規模災害における応急救助の指針について（平成9年6月30日厚生省社会・援護局保護課長通知）」等を示しているところであるので、これらを踏まえ、必要な救助を行うとともに、自治体内部はもとより、平時より関係機関及び団体と必要な事項を調整しておくなど、一層の防災態勢の強化をお願いしたい。

2 災害救助法の適用について

災害救助法の適用については、都道府県知事が同法施行令第1条第1項第1号、2号、3号前段・後段及び4号により、その適用の適否を判断することとなる。

適用の判断に際しては、被害住家の数だけでなく、特殊な救助の必要性や多数の被災者の生命又は身体に危害が及ぶおそれが生じた場合にも第4号に基づいて法適用ができるようになっており、迅速な災害救助の実施が可能となっているので、適用にあたっては法施行令第1条第1項のどの規定に合致するか十分検討の上、適切な対応をお願いしたい。

3 被害状況の把握について

被害状況の把握は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、迅速に行われたい。

特に行政からの情報提供が遅れることにより、被災者等に必要以上の不安を与えることがないように、迅速な対応が必要である。

このため、あらかじめ市町村の被害状況の把握方法について確認し、不備と思われる市町村に対して適切な助言を行われたい。

また、発災時には、必要に応じて担当職員の現地派遣を行うことにより、救助の実施状況の把握や市町村への支援に積極的に努められたい。

なお、被害状況の把握については、市町村の関係職員にとって建築関係で専門技術的な視野に立って処理しなければならない面もあることから、あらかじめ他の地方公共団体と人材派遣の協定を結ぶなど専門家を確保しておくよう配意され

たい。

4 連絡体制の確保について

応急救助を迅速に行うにあたり、災害発生又はそのおそれがある場合には、市町村から都道府県に直ちに連絡が入るよう体制を確保しておく必要があることはいうまでもないが、法適用前においては被害状況を、法適用後においても被害状況及び救助の実施状況を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、当室に対しても同様の内容について逐次迅速に情報提供されたい。

なお、大規模災害発生時には、中央防災無線やメールでの連絡を相互に行うこともあるので、その旨ご留意されたい。

また、先般、総務省が開催する「重要通信の高度化の在り方に関する研究会」において報告書がとりまとめられ、市町村と避難所の運営担当者との間の連絡専用電話を確保すること等、非常時の通信連絡体制の在り方に関し、指摘がなされていることから、各都道府県においては管下市町村に対して適切な対応をとるよう助言をお願いしたい。（研究会報告書の全文は、http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080527_2.htmlに掲載）

5 災害時要援護者の対策について

高齢者や障害者等の災害時要援護者の避難支援については、昨年12月、政府においてとりまとめられた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組む施策」において、災害時要援護者の避難支援対策の促進がその一つとして位置づけられ、「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」（平成19年12月18日付府政防第885号、消防災第421号、社援総発第1218001号、国河防第563号）及び「「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について」（府政防第111号、消防災第54号、社援総発第0219001号、国河防第671号）により、市町村において避難支援プランの全体計画等の策定に取り組んでいただいているところである。

本年4月には、本施策を実現するための基本的な考え方として、「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」を策定しており、災害時要援護者の避難支援対策を推進することが、プランの主要な柱の一つとして位置付けられているものである。

災害救助法に基づく救助においては、要援護者に特別な配慮を行う避難所を「福祉避難所」として位置づけ、特別な配慮に必要な費用を国庫の対象経費として認めているところであるが、現在、十分に指定等の準備がなされている状況にはない。

各都道府県においては、管下市町村に対し、福祉避難所の一層の周知を図るとともに、福祉避難所に対する理解と事前指定の推進に向けて、助言をお願いしたい。

6 安否情報システムについて

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年6月18日法律112号。以下「国民保護法」という。）においては、武力攻撃事態等や緊急処理事態において、地方公共団体が住民の安否情報を収集し、総務大臣に報告した上で、総務大臣及び途方公共団体の長が国民からの安否情報に対し回答することを規定している。

総務省消防庁では、これらの事務を円滑かつ適正な処理を効率的に実施するために、「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会」において検討を進めてきたところであり、本年4月25日から安否情報システムの運用を開始しているところである。

今後、総務省消防庁及び地方公共団体が実施する国民保護法に基づく安否情報の収集及び提供については、安否情報システムを利用することとなっているが、自然災害・事故時等においても安否情報システムの利用を希望する地方公共団体については、利用可能となっているので、各都道府県の担当者に対し、管下市町村と連携が図られるよう周知方をお願いする。

7 市町村への周知

災害救助法においては、救助に関する事務の一部を市町村に委任することができることとなっており、実際、避難所の設置や食品の給与、災害にかかった者の救出などは市町村に委任して行われていることが多い。

このように、市町村は災害救助に関する実務の一翼を担う重要な組織であり、各都道府県の救助が円滑に行われるかどうかは、市町村の対応によるところも大きい。

このため、都道府県におかれては、市町村の災害救助事務担当者に対して研修を行うなど、災害救助事務について一層の周知を図られたい。なお、本会議の内容については、説明会を開催するなど必ず周知されたい。

Ⅱ 災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する実務について

厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室

Ⅱ-1 災害救助法の実務について

※1 別冊資料の「災害救助事務取扱要領」による。

※2 別冊資料の「応急仮設住宅設置に関するガイドライン」による。

Ⅱ-2 災害時要援護者への対応

1 自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プランについて

高齢者、障害者等の災害時要援護者への対応については、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月改定）」及び「災害時要援護者対策の進め方について（平成19年4月）」でお示ししているところであるが、昨年7月に発生した新潟県中越沖地震においても、多くの高齢者が被災するなど、災害時要援護者の避難支援対策の推進は、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題となっている。このような認識の下、昨年12月、政府においてとりまとめられた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策」において、災害時要援護者の避難支援対策の促進がその一つとして位置づけられ、内閣府、消防庁、厚生労働省及び国土交通省連名通知の「災害時要援護者の避難支援対策の促進について（平成19年12月18日）」を发出し、各都道府県の協力を求めるとともに、この通知の中でお示しすることになっていた市区町村の取り組みの参考となる『「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について』（平成20年2月19日）を上述の関係省庁連名通知で发出したところである。

本年4月には、「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」において、災害時要援護者対策の推進をプランの基本的な考え方の一つとして明確に位置付け、市町村において平成21年度までを目途に要援護者情報の収集と共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画等を策定するよう、促進しているところである。

市町村においては、避難支援プランの作成を通じて地域の要援護者のニーズ把握に努めるとともに、要援護者に対する特別な配慮を行うため、平素から防災関係部局と福祉関係部局が連携し、災害時に要援護者が安全に避難できるような支援体制を確立することが求められている。

各都道府県におかれては、管下市町村に対する格別の支援と協力により、災害時要援護者対策の着実な推進を図るようお願いしたい。

2 福祉避難所設置・運営に関するガイドラインについて

※ 別冊資料の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」による。

Ⅱ-3 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の実務

1 制度の目的

この法律は、自然災害により死亡した遺族に対し弔慰のために災害弔慰金を、

精神または身体に重度の障害を受けた者に対し災害障害見舞金をそれぞれ支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うことを目的としている。

2 実施主体

- ① 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付けは、市町村が条例を制定して行うこととされている。
- ② 災害発生直後の極めて困難な状況の下で、迅速かつ的確に事務を遂行する必要があるため、あらかじめ、事務担当者を定めておくとともに、各種の事態に対応した円滑な処理が行えるよう連絡体制、事務処理手続等の周知徹底などについて十分配慮願いたい。

3 災害弔慰金等の支給対象災害

- ① 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となる災害は、市町村の人口数にかかわらず、1つの市町村の区域内で5以上の世帯の住居が滅失すれば対象災害となる。この場合、住居が滅失した世帯数の換算は、災害救助法施行令第1条第2項に定める算定方法の例によるほか、全壊、半壊等の被害認定は、災害救助法の運用基準の例による。
(厚生省告示第192号「災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等」の1)
- ② 都道府県の区域内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、その都道府県のすべての市町村の被害が対象災害となる。
(同2のイ)
- ③ 都道府県の区域内で、自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、その都道府県のすべての市町村の被害が対象災害となる。
(同2のロ)
- ④ 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合、すべての市町村（その都道府県外の市町村も含む。）の被害が対象災害となる。(同2のハ)

4 災害弔慰金等の支給対象

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給については、自然災害に起因しない場合には、対象とならないので、留意願いたい。

自然災害による死亡であるか否か、障害の原因となる負傷または疾病が自然災害によるものか否かの判定は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う市町村長が行うこととなるが、事実関係が明白でない場合には、警察又は消防等の各機関の情報などにより十分調査確認のうえ判定されたい。それでも判定が困難な

場合は、市町村において医師や弁護士等の有識者による審査会を設置して、第三者の意見を聞くなど、その認定については慎重を期されたい。

5 災害弔慰金等の支給の方法

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給は、受給権に基づいて支給されるものではなく自然災害による死亡及び障害という事実に対し、市町村の措置として支給される。したがって、市町村が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行って支給するものとし、申請書の提出、支給の決定の通知等の手続きは、通常必要としないものであることに留意されたい。

6 災害援護資金貸付け対象の災害

- ① 都道府県の区域内において、災害救助法による救助が行われた場合、都道府県の各市町村は、貸付けを実施することとなる。
- ② 災害救助法による救助が行われたときは、都道府県からその区域内の各市町村に対し連絡をとるよう配慮されたい。

7 災害援護資金の所得による制限

- ① 災害援護資金が、被災世帯の生活の立て直しに資するため貸付けられる低利融資であることに鑑み、資金調達の比較的容易と考えられる一定所得以上の世帯については、貸付けの対象としない。
- ② 災害援護資金にかかる所得の基準額について、貸付けの対象となる世帯の住居が滅失した場合については、その損害の大きさからくる資金需要の大きさに鑑み、基準額を1, 270万円としているところである。なお、この場合の住居の「滅失」には、全壊、全焼、流失のすべてを含むものとする。

8 他制度との連携

被災者の生活再建については、被災者生活再建支援法など他制度の活用も図り、これらを組み合わせて対応するよう市町村に対して適切な助言をされたい。

9 その他留意事項

居住の事実がないにもかかわらず住民の登録地で被災し、家財が使用不能となったとして、り災証明書を取得し、虚偽の災害援護資金の申請をした詐欺未遂事件や、別人を装ってり災証明書を取得し、必要書類を添付して災害援護資金の貸

付を受けた詐欺事件などが過去に発生している。

災害援護資金の貸付に当たっては、その対象となる被害の認定について、貸付を受けようとする者の申告に基づき、必要な調査をして確認することとされているため、適切な災害援護資金の貸付事務を行うよう改めて留意願いたい。

Ⅱ-4 担当者の異動連絡等について

都道府県・指定都市の災害救助担当者及び国民保護（救援）担当者等に異動があった場合については、別紙の様式により逐次災害救助・救援対策室まで連絡願いたい。

(別紙)

担当者の異動連絡等について

担当業務 _____

1 担当部局・課・係名 _____ 県 _____ 部(局) _____ 課 _____ 係

2 担当者の職名、氏名、自宅電話番号

職階	職名	ふり 氏	がな 名	自宅電話番号
部長級				
課長級				
補佐級				
係長級				
担当者				

(注) 担当部長以下の記載をお願いします。

3 緊急時の連絡順位

① _____ → ② _____ → ③ _____ → ④ _____ → ⑤ _____

4 職場の電話、FAX番号

- ・ 電話番号： (_____) _____ (代 表) 内 線 _____
(_____) _____ (直 通)
- ・ FAX番号： (_____) _____
- ・ Eメールドリス： 担当者氏名 _____ Eメールドリス _____

(注) 今回更新箇所に※を記入してください。

Ⅲ 災害救助対策事業について

厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室

III 災害救助対策事業について

1 事業の趣旨

- ・ 本事業は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、市町村が災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するために創設されたものであり、災害時において第一線で被災者に接し、災害救助法の適切な運用を図ることが要請される市町村の災害救助関係職員に対し、災害救助に関する実務的な研修等を行うとともに、地域住民に対して災害救助制度に関する広報・啓発を行い、災害救助法による応急救助の的確な実施を図る基盤整備を行うものである。

2 実施主体

- ・ 実施主体は都道府県とする。なお、本事業は事業の趣旨に合う内容であれば、災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの部局とも調整の上、本事業を活用されたい。

3 事業内容

① 市町村災害救助関係幹部職員連絡会議

管内市町村の災害救助関係幹部職員に対し、災害救助法に基づく応急救助制度の周知徹底を図るとともに、相互支援を迅速に行うための連絡会議を行う。

② 市町村災害救助担当職員研修会

管内市町村の災害救助担当職員に対し、災害救助法に基づく応急救助制度や災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金の貸付等、災害発生後速やかに市町村が実施すべき業務についての理解を深め、さらに、各市町村の個々の災害時の対応や平時からの備え（高齢者や障害者等（以下、「災害時要援護者」という。）対策を含む）について情報交換を図る等の研修を行う。

③ 災害救助制度に関する啓発・広報の推進

地域住民に対し、災害救助制度に関する理解と関心を高めるため、リーフレット及びパンフレット等の作成及び配布（特に福祉避難所に関するもの）、危機管理専門家等による講演会の開催、災害ボランティア育成等を行い、万が一災害が

発生した際において、応急救助が住民の協力を得て円滑に実施されるための基盤作りを進める。

④ その他災害救助の的確な実施等に資する事業

災害救助法による応急救助の的確な実施を図るための災害時の心のケア活動研修会、図上訓練、各種事項のマニュアルの作成（発災後24時間の対応、避難所の運営、福祉避難所設置、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理支援及び仮設トイレの設置等）、応急仮設住宅の性能の検証等に関する検討会、災害時要援護者（避難支援、避難所対策等）マニュアルの作成等、災害弔慰金・災害援護資金施行事務の適切な実施を図る。

4 協議方法について

- ・ 本事業の実施に当たっては、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「平成20年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る国庫補助協議について」（平成20年5月8日社援保発第0508001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によっているところであるが、補助事業を検討している都道府県においては早急に当室に協議されたい。
- ・ 協議に当たっては、実施予定事業の概要がわかる資料等を提出されたい。
- ・ 研修会等にかかる旅費については、事業の趣旨に鑑み対象としないこととするので留意願いたい。

5 実施上の留意事項

- ・ 本事業の実施に当たっては、日本赤十字社支部、その他災害救助関係団体との連携に十分配慮されたい。
- ・ 市町村災害救助関係幹部職員連絡会議及び市町村災害救助担当職員研修会については、管内市町村から必ず1名以上の参加が得られるよう努められたい。なお、参加費については無料にするとともに、研修会等の開催時期の選定に当たっては、対象者が参加しやすい時期を考慮して決定されたい。
- ・ 本事業の平成19年度の実施状況は下記のとおりであるが、災害時に重要な役割を果たす自治体間の連携や担当職員の災害に関する知識を高めることを目的とする「市町村災害救助関係幹部職員連絡会議」及び「市町村災害救助担当職員研修会」は非常に効果のある事業と考えられるので、より一層の事業実施を図られたい。

平成19年度災害救助対策事業の実施都道府県数の状況（事業別）		
1	市町村災害救助関係幹部職員連絡会議	2件
2	市町村災害救助担当職員研修会	21件
3	啓発普及事業	8件
4	その他	9件

- ・ 本事業の活用により、管内市町村の発災時の連絡体制、備蓄の状況等を十分把握し、整備の状況等が不十分な市町村に対しては指導を行うなどして、応急救助の実施体制の整備拡充を進められたい。

6 国民保護（救援）関連対策事業について

- ・ 災害救助対策とともに「国民保護（救援）関連対策事業」についても平成17年度よりセーフティネット支援対策等事業のメニュー事業となっているので、都道府県及び指定都市においては、当室に積極的に協議されたい。

IV 被災者生活再建支援法について

内閣府

被災者生活再建支援法の概要

平成20年6月2日

内閣府政策統括官（防災担当）

改正された被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: り災証明書、住民票 等
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額:600億円)
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

目 次

第1章 被災者生活再建支援法の概要	
1 被災者生活再建支援法の制定及び改正の経緯	1
2 被災者生活再建支援法の概要	3
第2章 被災者生活再建支援法の適用	
1 事務に当たっての配慮	6
2 被害認定等	6
3 適用の手続き	12
4 支給申請書の提出等	14

凡 例

次の法律等の引用や用語の記載については、右欄のとおり省略して記載している場合があります。

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）	「法」、「支援法」
被災者生活再建支援法施行令 （平成10年政令第361号）	「令」、「政令」
被災者生活再建支援法施行規則 （平成10年総理府令第68号）	「規則」
被災者生活再建支援法人	「支援法人」

※法改正（平成19年11月16日 公布・同年12月14日 施行）
政令、規則改正（平成19年12月14日 公布・施行）

第1章 被災者生活再建支援法の概要

1 被災者生活再建支援法の制定及び改正の経緯

(1) 被災者生活再建支援法の制定

阪神・淡路大震災において見られたように、住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた被災者の中には、経済的理由等により、従来の低利融資や税の減免等の措置だけでは、自立した生活の再建をすることが困難な者が存在します。

こうした実情、教訓を踏まえ、平成7年9月、全国知事会が「地震等災害による被災者の自立再建を支援する災害相互支援基金の創設に関する決議」を行いました。その後、関係機関等により様々な検討が進められ、最終的に自民、さきがけ、民主、公明、自由、社民の6党共同提案で「被災者生活再建支援法」が提出され、自然災害による被災者に対し最高100万円（家財道具等の購入等に要する経費）を支援する制度として平成10年5月に成立しました。

(2) 平成16年の法改正

制定時において法附則により「住宅再建支援の在り方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする」と規定され、被災者の安定した居住の確保は、自立した生活再建を支援する上で残された最重要課題の一つとなっていました。

また、衆議院災害対策特別委員会における附帯決議においても、（制度創設時の）「施行後5年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。」とされていました。

平成15年7月、全国知事会は全国知事会議において、「自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議」を採択し、都道府県が新たに資金を拠出して、公的支援による住宅再建支援制度を創設することを決議し、同年10月には、全国知事会として300億円を新たに拠出することを申し合わせ、国に対して、全壊世帯に200万円の支援金を支給する等の制度創設の要望を行いました。

このため、居住安定支援制度創設を含む被災者生活再建支援制度の拡充が平成16年度政府予算案において認められ、平成16年2月の閣議決定を経て「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」として国会に提出され、同年3月に衆議院及び参議院においていずれも全会一致で可決成立し、全壊世帯で最高200万円の居住関係経費の支給を追加する等の改正が行われました。

(3) 平成19年の法改正（現行制度）

平成16年の法改正の際、衆参の災害対策特別委員会における附帯決議において、「居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後4年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。」とされました。

これを踏まえて、政府では「被災者生活再建支援制度に関する検討会」を設置し、検討を進めていましたが、本制度の使い勝手の悪さ、支給要件の複雑さ等が指摘され、その結果、居住関係経費の支給率が3割に満たず、被災住宅の再建を初めとする被災地の速やかな復興が必ずしも十分になされているとは言いがたい状況にあることが明らかになりました。

一方、今回の法改正は、こうした認識を下敷に、立法府の責務として思い切った制度改善を早急に行い、被災者の居住の安定の確保による生活の再建等に向けた一層の支援を図る必要があるとの考えから、議員立法により行われました。

改正にあたっての基本的な考え方及び改正の概要は以下のとおりです。

- ① 支援金の支給制度の充実を図ることに伴い、法律の目的を、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」に改めることとしました。
- ② 旧法の煩雑な手続、複雑な支給要件及び支給内容を見直すこととしました。

具体的には、支援金の支給方法について、用途を限定した上で実費額を精算支給するこれまでの実費積み上げ支給方式を改め、用途の限定をしない定額渡し切り方式とすることとしました。また、これに伴

い、従来の「生活関係経費」と「居住関係経費」の区分を撤廃し、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」とに区分することとしました。

さらに、支援金の支給対象要件については、収入要件及び年齢要件を撤廃することとしました。

- ③ 住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ない事由により住宅の解体に至った世帯を支援の対象として追加することとしました。

2 被災者生活再建支援法の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としています（法第1条）。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をいいます。支援法の対象となる自然災害は、次のとおりとなっています（法第2条第1号、令第1条）。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(3) 支援金の支給対象

上記(2)に該当する自然災害により、

- ① 住宅が全壊した世帯、あるいは住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯、災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯(法第2条第2号イ、ロ、ハ)。
- ② 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)(法第2条第2号ニ)。

が支援金支給の対象となります。

(4) 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。(法第3条第2項)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊、解体、長期避難 (上記(3)①に該当)	大規模半壊 (上記(3)②に該当)
支給額	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円 (150万円)	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)

※ ()内は世帯人数が1人の世帯(以下、「単数世帯」といいます。)

※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとします。

※ 特定長期避難世帯には、特例として、法で規定する額に70万円(単数世帯は57.5万円)を加算します。ただし、支援金額の合計は300万円(単数世帯は225万円)を超えることはできません(法第3条第4項、令第3条)。

(5) 支援金の申請期間

基礎支援金は、被災した日から13月、加算支援金は、被災した日から37月となっています（令第4条第1項、第2項）。

また、やむを得ない場合は申請期間の延長も可能となっています（令第4条第4項）。

(6) 支援金の非課税

支援金は、被災世帯の生活の再建を支援するために支給されるものであることから、所得税・住民税等の租税その他の公課は課されません（法第21条）。

(7) 被災者生活再建支援法人

支援法は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給することとしています。そのため、都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託しています（法第4条）。

(8) 国の補助

国は、支援法人が支給する支援金の額の2分の1を補助することとされています（法第18条）。

第2章 被災者生活再建支援法の適用

1 事務に当たっての配慮

都道府県及び市区町村は、被災世帯がその困難な状況の中で円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、更に被災世帯の個人情報保護に充分配慮されるよう努めてください。

2 被害認定等

(1) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をいいます。支援法の対象となる自然災害は、次のとおりです（法第2条第1号、第2号、令第1条）。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

※①は災害救助法の適用が必ずしも前提になっていません。

※②～⑤については①に掲げるいわゆるみなし規定は適用になりませんのでご注意ください。

(2) 住宅の被害認定

住宅の被害認定は、認定基準（「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」）に

より市区町村が行うこととされています。

被害認定にあたっては、その重要性に鑑み、迅速かつ適正に行うよう努めてください。また、全壊には全焼、全流失が、半壊には半焼が含まれるものとされています。

なお、被害認定にあたっては、必要に応じ、災害救助法の適用の際の取扱いと同様に、都道府県の協力を得るなどして、建築関係技術者等の専門家の確保についても考慮する必要があります。

※「市区町村」について

令第1条第1号において、「市町村」は、「特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区」とされています。また、所管の内閣府においても、被災者生活再建支援制度全般において、「市町村」は政令にいう「区」も含むと解されていることから、本書では、すべて「市区町村」と表記しました。

(3) 大規模半壊について

支援法の適用対象となる被災世帯は、制度創設時には、「全壊世帯」及び「全壊と同等の被害を受けたと認められる世帯」（半壊解体世帯及び長期避難世帯）に限定されていました。しかし、平成16年の法改正で、居住困難な程度に半壊した住宅であつて、補修を行うことで居住確保がなされるものについても支援することで、既存ストックの有効活用を図りながら被災者の居住安定支援と被災地の早期復旧が図られることから、そうした世帯を「全壊に準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯」として、居住安定支援制度の対象被災世帯とすることとしました。更に、平成19年の法改正では、基礎支援金、加算支援金とも支給対象被災世帯となりました。

具体的には、「居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯」を「大規模半壊世帯」としています。被害認定基準の「住家半壊」の基準のうち、原則として下記により「大規模半壊」の認定を行うこととなります。

なお、関係省庁の協力も得て、内閣府において作成された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」には、「被害認定基準」に基づき、被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法が示されてい

ます。

また、内閣府、消防庁のホームページに掲載されていますので、活用してください。

災害の被害認定基準（抜粋）

被害種類	認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

支援法に係る大規模半壊の認定について

被害種類	認 定
大規模半壊	住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 4 構造耐力上主要な部分とは、住宅の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するもの）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するもの））等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

【参 考】

○ 対象となるその他の異常な自然現象

法第2条第1号に定める「その他の異常な自然現象」とは、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流等をいいます。

○ 自然災害の認定

令第1条各号に定める「自然災害」は、原則として同一の自然現象（以下「原因」という。）によるものを単位とします。

ただし、同時又は相接近して異なる原因による自然災害が発生した場

合で、いずれの原因によるものであるかを判別できない場合は、これらの自然災害を1つの原因によるものとみなし、認定することになっています。

○ **都道府県及び市区町村の人口**

対象となる自然災害を認定する場合の基礎となる都道府県及び市区町村の人口は地方自治法第254条、同法施行令第176条及び177条に定めるものとし、原則直近の国勢調査人口の確定値とします。

○ **居住の定義**

居住とは、世帯が当該住宅を生活の本拠として日常的に使用していることをいうものとします。したがって、旅行者等の一時的な滞在、別荘等を一定期間管理する場合などは、居住にはあたらないものとされています。なお、住民登録の有無は、生活の本拠を見分ける上で、有力な判断材料の一つです。

○ **世帯の定義**

世帯とは、社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにする者の集まり又は独立して生計を維持する単身者をいいます。

例えば、赴任先で被災した単身赴任者についても1つの世帯として取り扱うものとしますが、生活の本拠が移転していないと認められる場合には、この限りではありません。

また、1つの建物に居住しているが、生計を異にしていると認められる者についても、別の世帯として取り扱うものとしますが、この場合には、災害発生時点で別の世帯として住民登録が行われていることを原則とし、住民登録上は同一世帯とされている場合には、公共料金の契約が別に行われている場合など生計が別であることを確認できる場合に限り、別の世帯として取り扱うものとします。

○ **世帯主の定義**

法第3条に定める世帯主とは、世帯の居住する住宅が被害を受けた日(以下「被災日」という。)において、主として当該世帯の生計を維持している者をいうものとします。

○ **住宅全壊世帯に準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯**

① 法第2条第2号ロに定める「その他これらに準ずるやむを得ない事由」とは、たとえば賃借している住宅が半壊となる被害を受け、賃貸人の意向で当該住宅が解体された場合の賃借人世帯や、豪雨災害等により流入した土砂の除却のために解体が必要な場合などが考えられ、また、敷地被害については、敷地の修復のため住宅解体せざるを得ない場合が典型的なケースと考えられますが、どのような事情で当該住宅を解体し、又は解体されたのかについて、個別に判断していく必要があります。

② 法第2条第2号ハに定める世帯とは、火砕流等の発生により、住宅に直接被害が及んでいるか、又は、被害を受ける恐れがあるなど世帯に属する者の生命又は身体に著しい危険が切迫していると認められることから、当該住宅への居住が不可能な状態が既に継続しており、かつ、その状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある当該世帯等をいうものとします。

この規定は、噴火災害のように避難指示の設定等の危険な状態により、長期の避難が見込まれる被災世帯や離島における地震災害等により、社会的インフラストラクチャーが失われ、居住することが不能となった被災世帯を念頭においたものですが、その認定にあたっては、認定時点において避難状態が解消する見通しがなく、世帯の生活及び住宅の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断される場合は、被災世帯として認定するものとします。

なお、この場合にあつては、個別の災害があらかじめ令第1条各号に定める自然災害となるものでなければなりません。

(4) 被害報告

市区町村は、当該自然災害にかかる次に掲げる事項について都道府県あてすみやかに報告をしてください。

- ① 市区町村名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- ② 災害の原因及び概況

- ③ 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊（全焼、全流失を含む。以下同じ。）、大規模半壊、半壊（半焼を含む。以下同じ。）及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）

※ 自然災害発生後の初期段階では、災害救助法による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一のもので構いません。

- ④ その他必要な事項

なお、当該報告事務については、あらかじめ担当窓口を定めておくとともに、都道府県の報告責任者と密接な連携を図ってください。

(5) リ災証明書等必要書類の発行

申請者は、次に掲げる書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要がありますので、市区町村は、当該被災者から請求があった時は、必要な書類を発行してください。

- ① 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② リ災証明書及び半壊、敷地被害解体世帯については解体されたことが確認できる証明書類

3 適用の手続き

(1) 被害状況のとりまとめと報告

① 被害状況のとりまとめ

法の対象となる自然災害は、一定数の住宅全壊等が要件となっていますので、都道府県は市区町村からの被害報告を責任をもってとりまとめてください。

② 被害状況等の内閣府等への報告

ア 報告の責任者

都道府県は、自然災害の状況等の報告事務について、報告責任者及びその補助者をあらかじめ定めておかなければならないとされています。なお、報告責任者は、係長以上の職員を充てることとし、その報告責任

者及び補助者の氏名、連絡先（電話、FAX、Eメールアドレス）を内閣府政策統括官（防災担当）及び支援法人あてに文書により報告してください。また、報告責任者が交替した場合は、速やかにその旨報告してください。

なお、連絡先については、代表電話番号を登録する場合には、併せて勤務時間外においても通じる直通電話番号を登録してください。

イ 報告の内容

都道府県は、発生した災害が令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又は、その可能性があると思われる場合には、次に掲げる事項について、市区町村からの報告をとりまとめたうえ、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び支援法人あて報告してください。また、その内容に変更があった場合には、その都度速やかに報告してください。

- ㊦ 災害が発生した日時及び場所
- ㊧ 災害の原因及び概況
- ㊨ 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊（全焼、全流失を含む。）、大規模半壊、半壊（半焼を含む。）及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）
 - ※ 自然災害発生後の初期段階では、災害救助法による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一のもので構いませんが、最終的な被害世帯数が固まるまで、内閣府政策統括官（防災担当）及び支援法人に対して報告してください。
- ㊩ 法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した市区町村名又は都道府県名
- ㊪ その他必要な事項

(2) 支援法の対象となる自然災害の公示と内閣府政策統括官（防災担当）等への報告

都道府県は、市区町村からの報告を精査した結果、発生した災害が令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、次に掲げる事項について、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び支

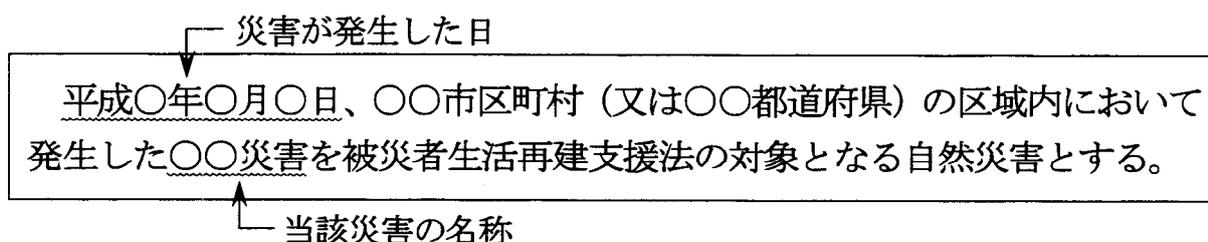
援法人あて報告するとともに、公示を行ってください。

- ㉞ 法の対象となる自然災害が発生した市区町村名又は都道府県名
- ㉟ 当該市区町村における上記 (1) ㉞イ㉟に定める世帯数（令第1条第3号に該当する場合は、都道府県を1つの単位とした世帯数）
- ㊱ 公示を行う日
- ㊲ その他必要な事項

都道府県は、令第1条第1号、第2号、第4号及び第5号に該当する自然災害である場合は、市区町村の区域を単位として公示を行ってください。

また、令第1条第3号に該当する場合にあっては、都道府県を1つの区域として公示を行ってください。

【参考】 公示の形式例



4 支給申請書の提出等

(1) 対象世帯

令第1条に該当する自然災害により、

- ① 居住する住宅が全壊（全焼・全流失）した世帯（法第2条第2号イ）
- ② 居住する住宅が半壊（半焼）し、又は敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は住宅が解体された世帯（法第2条第2号ロ）。
- ③ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（法第2条第2号ハ）。
- ④ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模

な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認めれる世帯（大規模半壊世帯）（法第2条第2号ニ）。

が支援金支給の対象となります。

(2) 支給額

支援金の支給額は、自然災害の発生時においてその属する者の数が2以上である被災世帯（複数世帯）については、100万円（大規模半壊世帯については50万円。以下「基礎支援金」という。）に、当該被災世帯が（ア）から（ウ）までに掲げる世帯であるときは、当該（ア）から（ウ）までに定める額（以下「加算支援金」という。）を加えた額とします（法第3条第2項）。

（ア）その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円

（イ）その居住する住宅を補修する世帯 100万円

（ウ）その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50万円

※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとします（法第3条第3項）。

※ 自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（単数世帯）の支援金の額は、複数世帯の3/4とします（法第3条第5項）。

※ 特定長期避難世帯に対する支援金の額の特例

市町村の全区域に災害対策基本法に規定する避難のための立退きの勧告もしくは指示、警戒区域の設定等が行われた時に当該市町村に居住していた世帯で、その期間が通算して3年を経過したもののうち、当該避難指示等の解除の日から2年以内に、当該市町村内に再度居住することとしているもの（特定長期避難世帯）に対する支援金については、法で規定する額に70万円（単数世帯にあっては52.5万円）を加えた額とします。ただし、その額が300万円（単数世帯にあっては225万円）を超えることはできません。（法第3条第4項、令第3条）。

○ 長期避難世帯の認定等

法第2条第2号ハに規定する世帯は、噴火災害等の被災者のように避

難指示の設定等、長期の避難が見込まれる被災世帯を念頭においたものですが、いわゆる長期避難世帯として認定する場合には、当該認定時点において、避難状態が解消する見通しがなく、世帯員の就労又は就学の状況のほか、他の地域で恒久住宅を確保・移転するなど新たな生活を開始する必要性が生じているか否か、当該避難世帯の実情を十分に勘案して判断する必要があります。

また、都道府県は、当該認定にあたっては、災害の現況及び今後の動向等について専門家等の意見等を参考にしつつ慎重に検討したうえで決定する必要がありますが、その際、下記に注意して下さい。

- ①長期避難世帯の認定の基準日は、最初の火山噴火の日など自然災害の発生した初期の具体的事象が現出した時点をとらえて定めること
- ②長期避難世帯の認定をしたときは、次の事項について、速やかに内閣府及び支援法人に報告するとともに、公示を行うこと
 - ア 長期避難世帯の所在する市区町村名及び地域名
 - イ 長期避難世帯となった日
 - ウ 公示を行う日
 - エ その他必要な事項
- ③長期避難世帯の認定を解除した場合には、都道府県は、その旨を認定に準じて公示すること。

【参考】 公示の形式例

平成〇年〇月〇日からの〇〇山噴火災害において、次の地域内に居住していた世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに定める世帯（長期避難世帯）とする。

平成〇年〇月〇日

〇〇都道府県知事名

- 1 長期避難世帯の居住していた市町村名及び地域名
- 2 長期避難世帯となった日

○ 長期避難世帯への支援

長期避難世帯は、「火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」（法第2条第2号ハ）であり、避難指示等により「長期避難世帯」に該当する場合には「全壊」世帯と同様の取扱いとなります（法第2条第2号、法第3条第1項）。

従って「長期避難世帯」に該当している間に支援金の申請を行えば、基礎支援金、加算支援金とも支給対象となります。

避難指示等が解除され、「長期避難世帯」に該当しなくなった場合には、「長期避難世帯」としての支援法の対象ではなくなりますが、この場合には、住宅の被害調査・認定を行った上で「全壊」、「半壊解体・敷地被害解体」又は「大規模半壊」に該当することとなれば、通常の場合と同様に支援法の対象となります（法第2条第2号イ、ロ、ニ）。

その場合の、被災世帯の世帯員数については、避難指示等期間中は、災害が継続していると考えられることから、避難指示等解除日を基準とします。申請期間の起算日についても、避難指示等解除日が起算日となります。

(3) 支給申請手続き

支援金を申請する際には、支給申請書に次の書類を添付する必要があります。

① 基礎支援金

ア 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書

イ 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる市町村が発行する災害証明書（住宅に半壊の被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体した場合も同様。）

※ 長期避難世帯として認定された世帯は提出する必要はありません。

ウ 預金通帳の写し（銀行・支店名、預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの）

☆ 半壊解体・敷地被害解体した世帯はこれに加えて次の書類が必要です。

エ 住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむ

を得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書

※ 支給申請書に、解体した理由を記入するとともに、解体が完了したことが確認できる証明書（公的機関による解体（確認）証明書、滅失登記簿謄本など）の添付が必要です。

オ 宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書（敷地被害解体に該当する場合）

☆ 長期避難世帯として認定された世帯は次の書類が必要です。

カ 長期避難世帯に該当する旨の市町村による証明書（長期避難世帯に該当する場合）

② 加算支援金

法第3条第2項各号に掲げる世帯に該当することが確認できる書類（住宅の建設、購入、補修又は賃借を行ったことを示す契約書の写しを添付することが原則ですが、住宅建設であれば登記簿謄本や建築確認書の写しなど代替できる書面でも可能です。）

③ 支援金支給申請書

様式については、支援法人の業務細則に掲載してあります。

支援金支給申請書は、次に掲げる事項について記載することとなっています。

<支給申請書>

ア 世帯に関する事項

イ 住宅の被害に関する事項等

④ 申請期間等

ア 支援金の申請期間は、自然災害が発生した日から起算して、原則、基礎支援金については13月、加算支援金については37月を経過する日までとなっています（令第4条第1項、第2項）。

イ 支援金の申請は、原則として世帯主が行うこととなりますが、特段の事情がある場合には、代理人による申請も可能です。その場合は、支援金支給申請書に、その理由を記述してください。

ウ 世帯主が申請期間内に申請することができないやむを得ない事情など

がある場合には、対象世帯または市区町村を単位として申請期間を延長することができます。具体的な取扱につきましては、支援法人にお問い合わせください。

(4) 支援金支給申請書等の提出

① 支援金支給申請書等のとりまとめ

支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合には、当該世帯主に準ずる者）は、被災日を基準とした当該世帯に関する事項等を記載した支援金支給申請書を市区町村を経由して都道府県に提出することとなります。

なお、現在、すべての都道府県が支援金支給に関する事務の全部を支援法人に委託しているため、市区町村は、提出された支援金支給申請書及び添付書類を確認等取りまとめの上、速やかに都道府県を経由して支援法人に提出してください。

② 被災者への申請に当たっての対応

市区町村は支援金の支給申請に際しては、被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支援金支給申請書の記載方法、申請の時期等その手続に遺漏のないよう懇切・丁寧に対応してください。

③ 支援金支給申請書等の確認等

被災世帯からの申請書類は、市区町村が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認する等した上で、都道府県に送付してください。

都道府県は、必要があれば市区町村に対し、当該申請に係る世帯に関する調査の実施、又は、資料の提出を求めてください。

(5) 支援金の支給

① 支給方法

支援金は、世帯主本人名義の金融機関（郵便局、農協も可）の口座に振り込みます。なお、世帯主名義の口座を開設していない場合、その他やむを得ない事情により現金等による支給を希望される方がある場合は、支援法人の担当窓口にご相談してください。

② 支援金の支給の決定（都道府県又は支援法人の事務）

都道府県知事（法第4条第1項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、支援法人）は、申請者に対して支援金を支給することを決定したときは、支給番号、申請期間等を記載した支援金支給通知書を、申請者に対しすみやかに交付しなければならないこととされています。

また、支給しないことを決定したときは、その理由を記した被災者生活再建支援金支給却下決定通知書を申請者にすみやかに交付しなければならないこととされています。

(6) 支援金の返還等

支援金の支給を受けた者に対する支援金の返納とこれに伴う延滞金の取扱い等については次のとおりです。

① 支援法人は、次に該当する場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ・偽りその他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき
- ・支給決定の内容若しくはこれにつけた条件に違反したとき

※ 支援金の支給決定を取り消したときに、取り消しに係る支援金をすでに支給している場合には、支援法人は、期限を定めて当該支援金の返還を請求します。この場合、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金について年 10.95%の割合で計算した加算金を納付していただきます。また、納期日までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額について年 10.95%の割合で計算した延滞金を納付していただきます。

② 支援金、加算金又は延滞金の全部又は一部の返済が滞っている場合には、他の支給すべき支援金があっても、相当の限度において支給を一時停止し、あるいは未納付額と相殺することになります。

③ なお、延滞金及び加算金にあっては、やむを得ない事情があると認め

るときは、被災者の申請により、その全部又は一部を免除することができます。

(7) 支援金の非課税

支援金は、住宅が全壊等した世帯に対して、生活の再建を支援するために支給されるものであることから、所得税・住民税等の租税その他の公課は課することができないとされています（法第21条）。

(8) 制度の周知

支援法人では、被災者生活再建支援制度について、幅広くご理解をいただくために、広報資料を作成しています。

都道府県及び市区町村においては、制度の趣旨についてご理解をいただき、都道府県及び市区町村広報紙等において制度の広報を行っていただくとともに、災害発生時には、支援法人作成の広報資料の被災者等への配布や、必要に応じて説明会の開催をお願いしています。

**V－I 災害救助にかかる事例報告
（新潟県中越沖地震の経験）**

**厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室**

別添資料参照

**V－II 災害救助にかかる事例報告
(能登半島地震の経験)**

石 川 県

平成19年(2007年)能登半島地震における災害救助法の適用について

1 地震の規模等

- (1) 発生日時 : 平成19年3月25日9時42分頃
 (2) 地震の規模 : マグニチュード6.9 (深さ約11km)
 (3) 震度 : 6強/七尾市、輪島市、穴水町
 6弱/志賀町、中能登町、能登町

2 被害の概要 (5月20日16:00現在)

死者	1人	全壊	686棟
行方不明者	0人	半壊	1,740棟
負傷者	338人	一部損壊	26,945棟
うち重傷	88人	電気(停電)	約110,000戸
うち軽傷	250人	水道(断水)	約13,290戸
避難者(ピーク時)	2,624人		

3 災害救助法の適用

(1) 法適用

- ①適用日時 : 平成19年3月25日16時30分
 ②適用区域 : 3市4町 (七尾市、輪島市、羽咋市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町)
 ③救助費総額 : 2,370,877千円 [県負担(1/2) 1,185,438千円]

(2) 救助内容

①避難所の設置 <71,348千円>

- a 設置数 : 61ヶ所 (七尾市8, 輪島市32, 志賀町9, 穴水町9, 中能登町1, 能登町2)
 b 避難者数 : 延べ約21,000人
 c 設置期間 : 最長40日 (輪島市及び穴水町 : 3月25日~5月3日)
 d 主な経費 : 仮設トイレ設置、畳、椅子、電化製品、福祉避難所経費、民宿借上費等

②応急仮設住宅設置 <1,679,334千円>

- a 設置数 : 334戸 (七尾市20戸(3ヶ所)、輪島市250戸(4ヶ所)、志賀町19戸(2ヶ所)、穴水町45戸(1ヶ所))
 b 建設費 : 4,938千円/戸
 c 入居者数 : ピーク時(H19.6.29) 331戸 329世帯 736人
 (※H20.5.20現在 238戸 230世帯 531人)
 d その他 : ①集会所 : 2戸 (輪島市2)、建設費 7,786千円/戸
 ②談話室 : 6戸 (輪島市5、穴水町1戸)、建設費 2,398千円/戸
 e 心のケアハウス : 輪島市道下1戸、穴水町大町1戸、(コマツハウス(株)寄贈)

③炊き出し供与 <32,057千円>

- a 供与数 : 延べ約24,700人(食)
 b 供与期間 : 最長39日間 (穴水町 : 3月26日~5月3日)

④飲料水供給 <17,790千円>

a 供給数 : 延べ約 67,300 人

b 供給期間 : 最長 16 日 (輪島市 : 3 月 25 日~4 月 9 日)

⑤生活必需品の供与 <4,781千円>

a 供与数 : 約 1,000 世帯 (輪島市、穴水町)

b 供与内容 : 布団、マット等

⑥住宅応急修理 <452,692千円>

a 修理数 : 920 世帯 (七尾市 117、輪島市 620、志賀町 125、穴水町 54、能登町 4)

b 修理期間 : 最長 6 ヶ月 (輪島市 6 ヶ月、七尾市・志賀町・穴水町 5 ヶ月、能登町 4 ヶ月)

c 修理費 : 限度額 50 万円 (現物給付)

⑦学用品の供与 <145千円 (県 19,089 円、市町 125,700)>

a 給与数 : 44 人 (小学生 23 人、中学生 18 人、高校生 3 人)

⑧障害物の除去 <3,692千円>

a 土砂等の除去 : 9 棟 (世帯)

⑨賃金等職員雇い上げ <43千円>

a 医療関係 : 医師 2 名

⑩日本赤十字社の医療救護活動費 <6,366千円>

a 応援県 : 10 県 (富山、石川、福井、岐阜、長野、三重、静岡、愛知、新潟)

⑪事務費 <102,629千円>

a 県市町内訳 : 県 66,420 千円、市町 36,209 千円

b 主な費用 : 時間外勤務手当、旅費、通信運搬費、燃料費 等

平成19年(2007年)能登半島地震における災害救助費内訳

(単位:円)

種 目 別 区 分	市町繰替え支弁分					市町繰替え 支弁分合計額 A	都道府県 直接支出分 B	都道府県 支弁額合計 (A+B)
	七尾市	輪島市	志賀町	穴水町	能登町			
避難所設置費	1,440	61,717,211		9,628,910		71,347,561		71,347,561
応急仮設住宅設置費							1,679,334,342	1,679,334,342
炊出しその他による食品の給与費	195,133	28,248,322	327,894	2,479,363		31,250,712	※ 806,318	32,057,030
飲料水の供給費	137,025	17,652,543				17,789,568		17,789,568
被服寝具その他生活必需品の給与費		4,651,642		129,000		4,780,642		4,780,642
災害にかかった住宅の応急修理費	58,215,835	303,871,019	62,064,338	26,541,303	2,000,000	452,692,495		452,692,495
学用品の給与費	4,100	121,600				125,700	19,089	144,789
障害物の除去費			3,692,310			3,692,310		3,692,310
賃金職員等雇	43,190					43,190		43,190
法第34条の補償 (日本赤十字社の医療救護活動費)							6,365,648	6,365,648
救助事務費	4,664,875	23,194,308	5,177,970	3,172,075	0	36,209,228	66,420,675	102,629,903
合 計	63,261,598	439,456,645	71,262,512	41,950,651	2,000,000	617,931,406	1,752,946,072	2,370,877,478

※県の備蓄物資使用分

(3) 応急仮設住宅における居住性の配慮

① バリアフリーへの配慮

- a 玄関入口までのアスファルト舗装をすりつけて入口の段差を解消し、車いすや歩行器使用者も容易に住戸内に入れるようにした。
- b 浴室、玄関及びトイレに手すりを設置した。
- c 住戸内の移動を容易にするため、和室、洋室及びトイレの入口を可能な限り段差を少なくした。
- d 台所の蛇口はレバーハンドル式とした。

② 配置計画・住戸に対する配慮

- a 歩行距離を短くし、他の入居者等の目が行き届くよう、単身高齢者用の住戸を敷地入口側及び通路側に配置した。
- b 建物裏側にテラス窓及び庇のある物干場を設置した。
- c 各住戸の玄関には、防風袖壁を設置している。また、海からの風を防ぐため防風柵を設置した（道下仮設住宅）。
- d 住民の方の憩いの場として、集会所や談話室を設置（集会所2棟、談話室6棟）した。

③ 内装に対する配慮

- a 地面からの湿気や風の侵入を防ぐために、床下地材の間に防湿シートを敷いた。また断熱性を考慮して床下地材に断熱材を敷詰めた。
- b 天井裏には一般仕様の2倍の厚さの断熱材を敷込んだ。

④ 設備に対する配慮

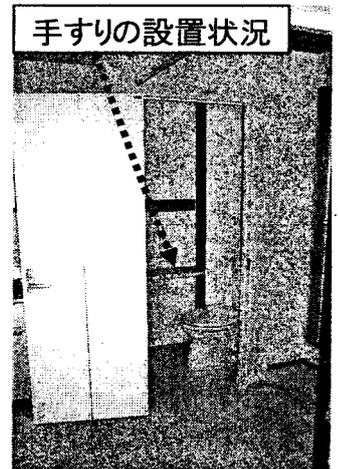
- a 結露防止のため、小屋裏に換気扇を設置した。
- b 暖房便座付き洋式便器を設置した。
- c 居間（1部屋）にエアコン（冷暖房）を設置した。



玄関の段差解消



室内の段差解消



手すりの設置状況

4 その他

(1) 災害弔慰金

- ① 対象者 : 1名（生計維持者以外）
- ② 実支給額 : 2,500千円（うち国庫負担額/1,250千円、県及び市負担額/各625千円）

(2) 災害障害見舞金

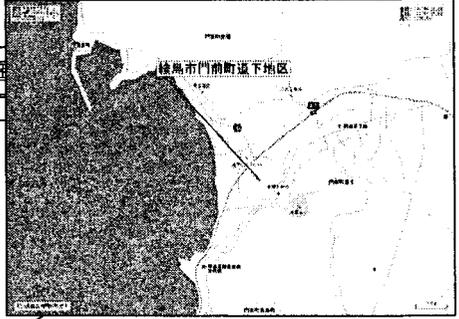
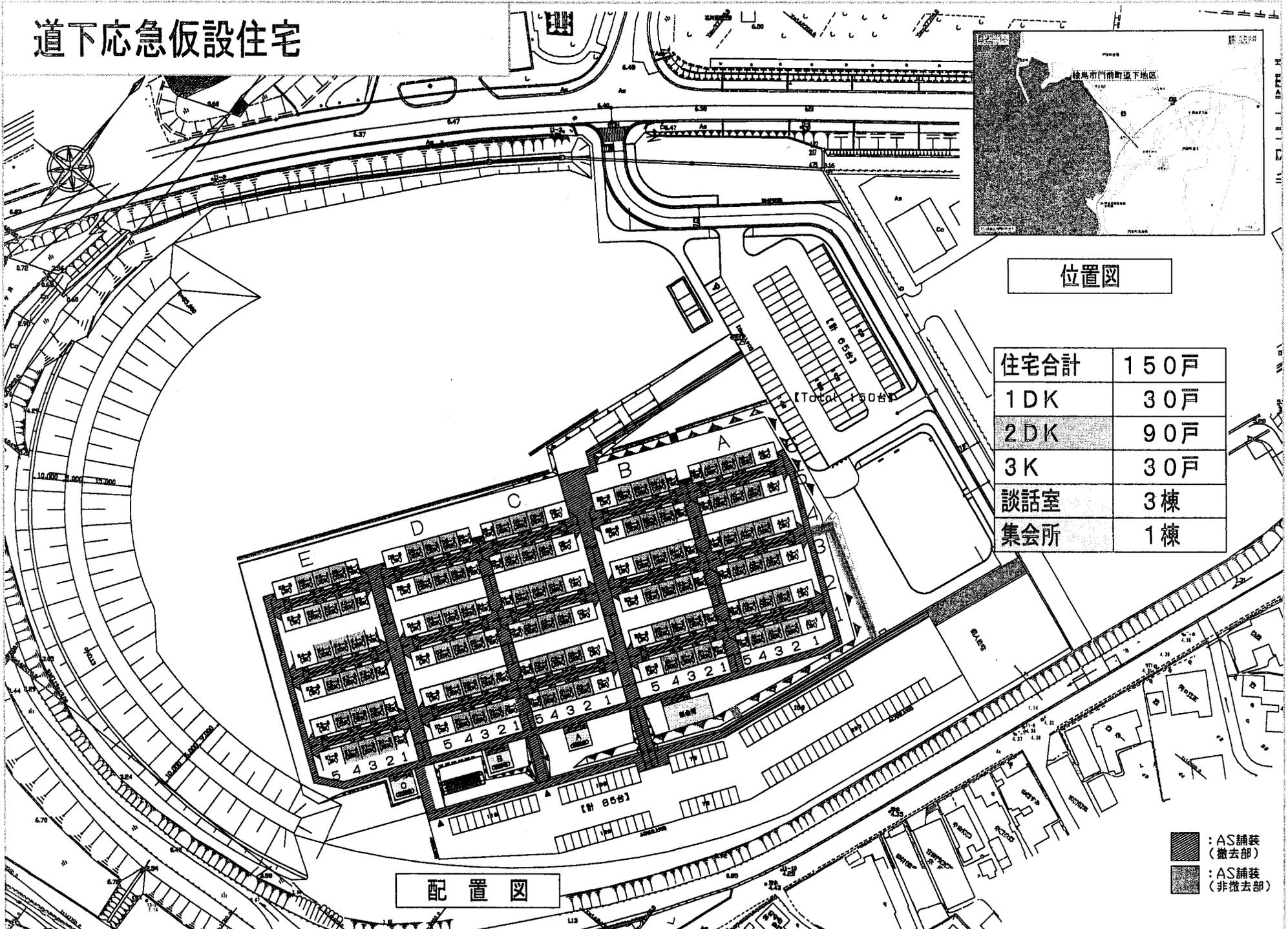
- ① 対象者 : 1名（生計維持者）
- ② 実支給額 : 2,500千円（うち国庫負担額/1,250千円、県及び町負担額/各625千円）

(3) 災害援護資金

- ① 貸付件数 : 22件（輪島市15件、かほく市2件、志賀町1件、穴水町4件）
- ② 貸付額 : 47,200,000円

{	輪島市 33,200千円、かほく市 4,500千円
	志賀町 2,500千円、穴水町 7,000千円
- ③ 国庫及び県貸付額 : 国庫 31,466,666 (47,200,000×2/3)
県 15,733,334 (47,200,000—31,466,666)

道下応急仮設住宅



位置図

住宅合計	150戸
1DK	30戸
2DK	90戸
3K	30戸
談話室	3棟
集会所	1棟

配置図

 : AS舗装 (撤去部)
 : AS舗装 (非撤去部)

VI-I 講 演
(災害救助法のここがミソ！)

時事通信社 防災リスクマネジメントWeb編集長
中川 和之

災害救助法のここがミソ!

中川和之

時事通信社「防災リスクマネジメントWeb」編集長
元厚労省大規模災害救助研究会専門分科会委員
中央防災会議 減災の国民運動専門調査会委員

08.6.2

災害救助担当者会議

1

災害救助法を最大活用する

- ❖ 地域の暮らしの再生の第一歩
 - ❖ 単にへたり込んで、冷えたお弁当を待つだけの被災住民を増やしたいか。
 - ❖ 毎日、起きて、顔を洗って、着替えて、食事を作って、仕事・学校に行き、洗濯をし、そうじをし、買い物をし、片付けをし、食事を作り、布団を敷きながら、ゴミ出しの問題をご近所で話し合う暮らし。
 - ❖ どうして避難所ではないのか? 自ら動くことで暮らしの再建は始まる。

08.6.2

災害救助担当者会議

2

災害救助法とは何か

- ❖ なお、本指針は、主として大規模な地震災害を念頭にとりまとめたものであるが、災害の規模や態様は千差万別であることから、災害発生時には、本指針に基づきつつも、臨機応変な対応が必要であることを念のため申し添える。
(大規模災害救助指針)
- ❖ 緊急やむを得ない場合は、とりあえず電話により協議し(社会局長通知)
- ❖ 何でもあり、という通達なんてありか? 阪神前から、同じ!
- ❖ 震災時に、知らなかった兵庫県。「基準通りやれ」が招いた混乱。

08.6.2

災害救助担当者会議

3

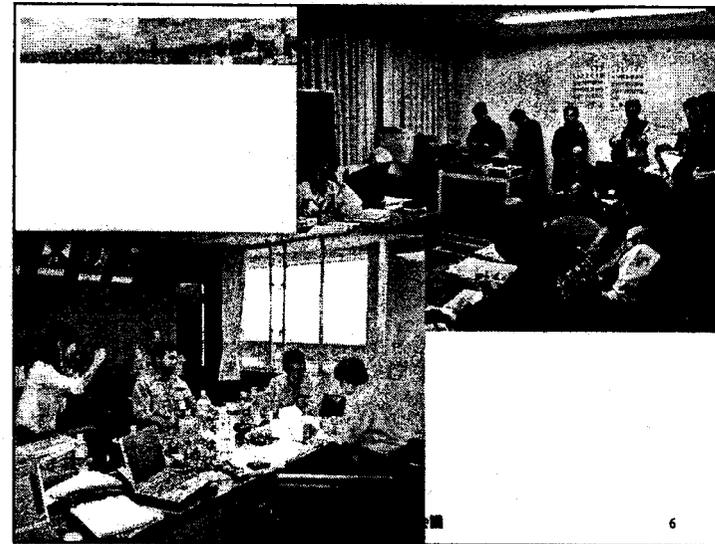
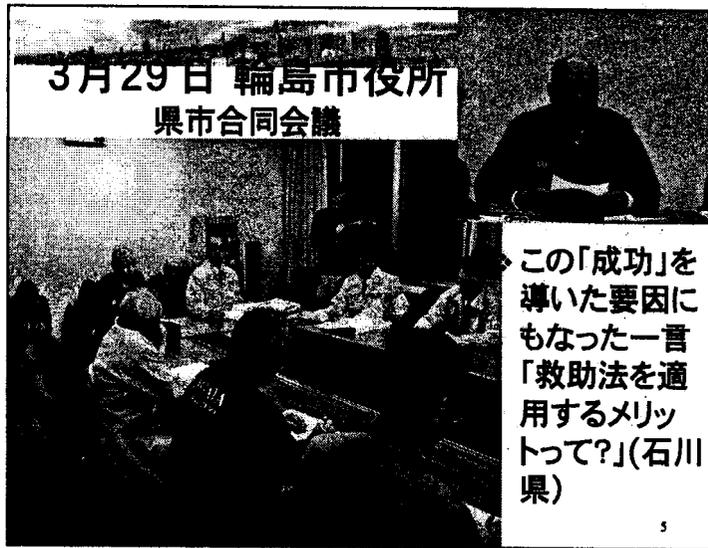
何でもやれる救助法をどんどん使え!

- ❖ 内閣府中心の省庁横断プロジェクトで、問題解決を進めた新潟県中越地震
- ❖ 発災時兵庫県の部長が
内閣府統括官
 - ❖ 県知事の脇には、阪神大震災の経験を集約した人防の知恵袋たち



08.6.2

災害救助担当者会議



災害救助法に定める救助

- ❖ 災害救助法による応急救助は、被災者に対する応急的、一時的な救助という趣旨から、次の事項について行われる(災害救助法第23条及び同法施行令第9条)。
- ❖ これらの救助を、毛布とオニギリでは済まない現代社会でどう読み込むか?

08.6.2 災害救助推進者会議 7

災害救助法に定める救助

- ❖ ア: 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ❖ イ: 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ❖ ウ: 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ❖ エ: 医療及び助産
- ❖ オ: 災害にかかった者の救出

08.6.2 災害救助推進者会議 8

災害救助法に定める救助

- ❖ カ:災害にかかった住宅の応急修理
- ❖ キ:生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ❖ ク:学用品の給与
- ❖ ケ:埋葬
- ❖ コ:死体の捜索及び処理
- ❖ サ:災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

08.6.2

災害救助担当者会議

9

その変遷

- ❖ 毛布とおにぎりが基本=とりあえず命が守れる安全な場所

(96年 災害救助研究会報告→通達改正)



- ❖ 間仕切り、風呂付きの避難所など=生活場所としての避難所
- ❖ 豊かな社会、高度化された社会、多様化された社会への対応

08.6.2

災害救助担当者会議

10

大規模災害救助研究会報告書 (01年3月)のポイント

- ❖ 災害が起きてから対応する救助法ではなく、事前に何ができるか備えておく。
- ❖ 具体的災害シナリオに基づいた救助のシナリオを、避難所単位までの住民ベースまで事前の合意形成を図っておくことが重要。
- ❖ 被災早期に多様な選択肢を示すことが重要

08.6.2

災害救助担当者会議

11

災救法の位置づけ(報告書)

- ❖ 食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な救助を規定。発生直後の応急対策の法。
(お店が開いても、ライフラインが復旧するまでは炊き出しはできる)
- ❖ 本格復興に向けた生活支援や生業・雇用対策、住宅の再建支援等、復旧・復興対策とは基本的な性格を異にしている。

08.6.2

災害救助担当者会議

12

災救法の位置づけ(報告書)

- ❖住宅の応急修理と本格補修、応急仮設住宅の供与と公営住宅建設のように、応急対策と復旧・復興対策は連続して一体的に実施され、施策の体系化が図られるとともに、災害対策本部や復興本部等の的確な総合調整が行われる必要がある。

(体系化はまだ緒に就いたばかり=中川)

08.6.2

災害救助担当者会議

13

生活再建の基本的な考え方

- ❖行政による一方的な救済措置だけでは十分なニーズに応えられず、被災者の努力や助け合い、ボランティア等による自発的な支援等を引き出すことが重要。
- ❖このため行政は、被災者等の自立支援を生活再建の基本理念としつつ、長期的なビジョンを示して支援を行うべき。

(復興計画の中で応急時を位置づける)

08.6.2

災害救助担当者会議

14

生活再建の基本的な考え方

- ❖被災者が自らの状況に応じて適切に生活再建の見通しをたてるためには、支援策の多様な選択肢を早い段階で提示することが重要。



被災者が今後の生活再建の
シナリオを見いだすことができる

08.6.2

災害救助担当者会議

15

実施体制等のあり方

- ❖(1)都道府県の役割の増大=一定水準を確保し、広域連携を図るため、国等において標準化を図ることが重要。
- ❖(2)広域的な応援体制等=普段から協議や訓練等を通じて連携・協力関係を強化。実務に精通した職員を登録し、被災経験の少ない地方公共団体にアドバイザー派遣を。

(中越での兵庫県、神戸市の職員派遣など。災害対応の制度は常に進化。現行実務の把握が不可欠)

08.6.2

災害救助担当者会議

16

実施体制等のあり方

- ❖ (3) ボランティア、NPOとの連携＝災害対策に不可欠の存在。防災訓練や研修の実施、ネットワーク化、情報通信機器、活動拠点の提供等を通じ、活動を支援
- ❖ (4) 情報収集・提供体制＝避難所の情報拠点化や、総合的な相談窓口の設置、居所登録に基づく広報紙の送付、インターネットの活用のほか、ITの積極的な活用を

08.6.2

災害救助担当者会議

17

避難所などのあり方

機能と時間的变化

- ❖ (1) 安全の確保、(2) 水・食料・生活物資の提供、(3) 生活場所の提供、(4) 健康の確保、(5) 衛生的環境の提供、(6) 情報の提供等、(7) コミュニティの維持・形成
- ❖ 初期は安全の確保を第一に、緊急医療等による健康の確保、水・食料等の確保及び初期の情報の提供・交換等が最優先される
- ❖ その後、他の機能が必要となってくる。その後、ライフラインの復旧や避難者の住居の確保等に伴い、各機能の必要性は減少し、避難所を撤収する。

08.6.2

災害救助担当者会議

18

避難所の防災拠点化

- ❖ 避難所以外で生活する被災者に対しても必要なサービス提供を行う、地域やコミュニティの防災拠点に
- ❖ 避難所でのサービス提供基準の明示と終了基準の設定を
(これには事前合意が望ましい)
- ❖ 一定のブロックで避難所ごとの相互連携しての運営を

08.6.2

災害救助担当者会議

19

避難所の確保

- ❖ 地域内外の公共施設や民間施設を含むあらゆる社会資源を活用するため、施設所有者等との事前協議を。
- ❖ 平時から、避難所の集約への理解を
- ❖ コミュニティ形成、自主運営のために、小部屋などがある施設の利用を
- ❖ 福祉避難所の整備促進を。
(介護事業者などとの連携は不可欠)

08.6.2

災害救助担当者会議

20

避難所の管理・運営

- ◆ 正確な被災者情報の重要性を平時から住民に周知を。
- ◆ 自主的な運営を進めるため、ボランティアの協力を得ながら、避難所ルールの早期確立や班編成、リーダーの選出、当番制等を検討すべき。平時の訓練から住民のコンセンサス作りを。
- ◆ 要援護者の安否確認、福祉サービスのため、平時から地域ネットワークで見守りを。
(避難所台帳=名簿作りは国民保護で情報システム化が実現。災害時の活用も可能に)

08.6.2

災害救助担当者会議

21

水・食料等生活物資の提供

- ◆ 備蓄倉庫等の被災に備え点検を行い、水・食料等の生活物資や救助用資機材、通信機材等の迅速な搬送等支援体制の構築を図るべき。住民に対して、自ら3日分程度の水・食料等を備蓄しておくよう、平常時から啓発を。
- ◆ 食事メニューの多様化は望ましいが、行政対応には限界。炊事設備や食材を配備・供給し、避難所で当番制等で自炊を推進すること等でメニューの多様化を図るべき。
- ◆ 流通の回復で、個別事情に応じた生活必需品等を入手できるよう、商店情報の提供、あっせん等を積極的に行うことなども考えられる。

08.6.2

災害救助担当者会議

22

古い赤本では否定されていることも 「16年版」以前は廃棄!

- ◆ 一定期間経過後は、被災者自らが生活を再開していくという観点、また、メニューの多様化や温かく栄養バランスのとれた食事の確保を図るという観点から、被災者自身による炊事が重要であるので、避難所における炊事場の確保、食材・燃料等の提供、ボランティアの協力や被災者による互助の推進等、被災者による自炊、炊き出しのできる環境づくりに配慮すること。
- ◆ 一定期間経過後は、被災地の事業者の営業再開状況を勘案し、順次近辺の事業者等へ供給契約を移行させるなどにより、適温食の確保に配慮すること。

08.6.2

災害救助担当者会議

23

仮設だけに頼らない仮住まい

- ◆ 住居確保支援では、避難所→仮設住宅→復興公営住宅という単線支援ではなく、多様な選択肢をパッケージとして提示し、被災者の状況に応じた支援を図るとともに、住宅再建支援策等の情報を早期に住民に提供することが重要。(阪神大震災では半数が1週間以内に情報を必要とした)
- ◆ 被災区分判定の早期実施で、補強、解体の早期判断を可能に

08.6.2

災害救助担当者会議

24



既存の住宅ストックの活用

- ❖ 公営住宅の空き家の一時的な使用や、民間賃貸住宅の空き家等の活用を
- ❖ できる限り自宅に居住できるよう応急修理制度の周知や標準化等による利用拡大を。
(阪神ではごく一部。中越地震で広範に活用されたが、まだ未成熟)

08.6.2
災害救助担当者会議
25



小千谷市総合体育館



08.6

26



応急仮設住宅

- ❖ 東京都区部直下型地震の場合、約10万戸が必要とされ、資材の生産、供給能力の向上を図るとともに、用地を確保することが課題
- ❖ 資材の備蓄、ユニットハウスの活用、用地の事前点検、関係建設業者等との協定、小規模単位での完成・引渡し等により早期入居の実現を図るべき。
- ❖ 建設用地の確保のため、候補地リストの事前作成、民有地借上の事前協定、被災民有地の暫定借上、自己敷地への共同型仮設住宅の設置等について検討が必要。

08.6.2
災害救助担当者会議
27



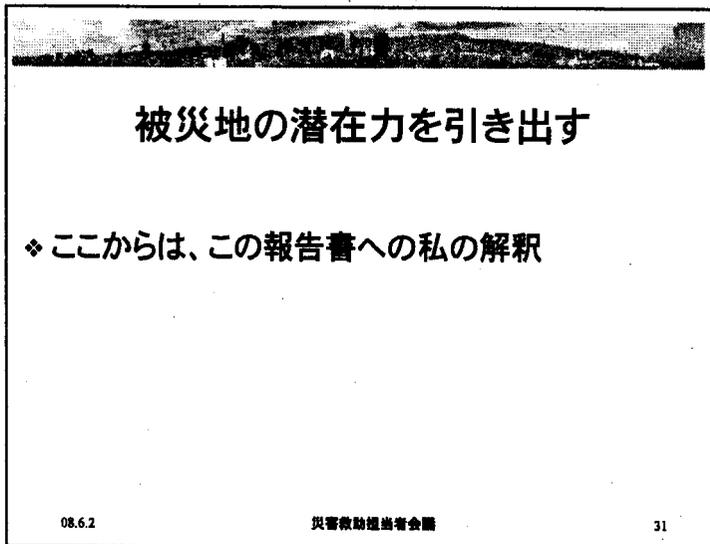
応急仮設住宅

- ❖ 生きがいを持って生活できるよう、自治組織やボランティア、行政の役割分担を明確にし、コミュニティの確保、生きがいづくり、仕事づくり等ハード、ソフト両面にわたる生活支援メニューを用意しておくべき。
- ❖ (1) 入居者選定における地区抽選方式や数世帯単位での募集枠の設定 (2) 空きスペースを活用した生きがいづくり支援 (3) 簡易な環境整備等に対する入居者の雇用一等

08.6.2
災害救助担当者会議
28

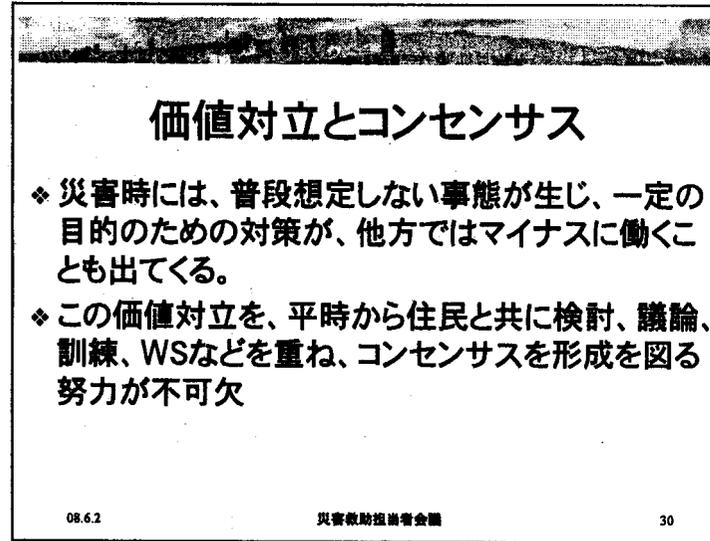


中越で実現した仮設テイクア施設



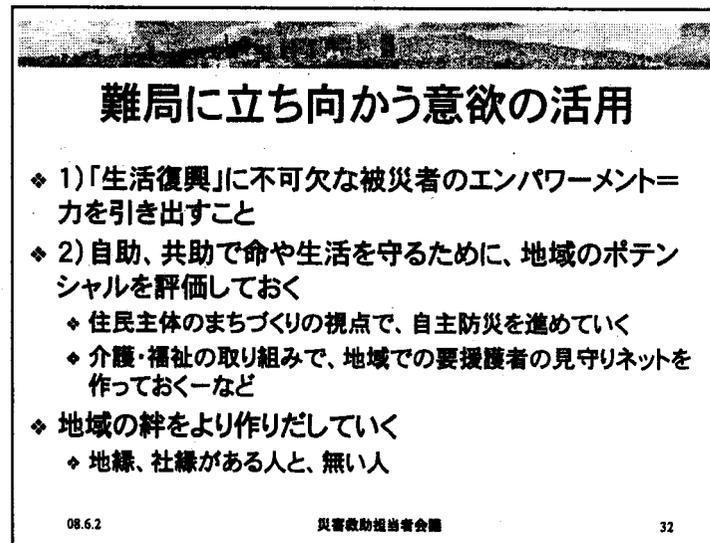
被災地の潜在力を引き出す

- ◆ ここからは、この報告書への私の解釈



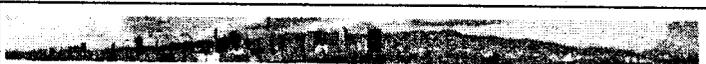
価値対立とコンセンサス

- ◆ 災害時には、普段想定しない事態が生じ、一定の目的のための対策が、他方ではマイナスに働くことも出てくる。
- ◆ この価値対立を、平時から住民と共に検討、議論、訓練、WSなどを重ね、コンセンサスを形成を図る努力が不可欠



難局に立ち向かう意欲の活用

- ◆ 1) 「生活復興」に不可欠な被災者のエンパワーメント＝力を引き出すこと
- ◆ 2) 自助、共助で命や生活を守るために、地域のポテンシャルを評価しておく
 - ◆ 住民主体のまちづくりの視点で、自主防災を進めていく
 - ◆ 介護・福祉の取り組みで、地域での要援護者の見守りネットを作っておくーなど
- ◆ 地域の絆をより作りだしていく
 - ◆ 地縁、社縁がある人と、無い人



被災生活で自ら暮らしを再建

- ❖ 隣近所ごとの避難所入所
- ❖ まず、被災地に安心と納得を
- ❖ 応急被災度判定、罹災証明、応急修理の流れを確立
- ❖ 在宅被災者への救援も位置づけ
- ❖ 生活再建の手始めに、自分で炊事を
- ❖ 掃除、洗濯も暮らしの基本

08.6.2

災害救助担当者会議

33



被災生活で自ら暮らしを再建

- ❖ 避難生活での弔慰の共有も
- ❖ 避難所でのまちづくりワークショップ
- ❖ 組織縁、会社縁のコミュニティー
- ❖ 公共サービスの提供者としての地元商店等の位置づけを
- ❖ 生活圏での情報紙作りでエンパワーメントを
- ❖ 生活救援期の地域リソースもポテンシャル評価を

08.6.2

災害救助担当者会議

34



やっぱり起きてから考えるのか？

- ❖ 予定稿という新聞記事
- ❖ プロセスを想定する。
- ❖ 区民が自分でシナリオを書く
- ❖ 学習内容確認のための実習

08.6.2

災害救助担当者会議

35



効率、公平から、一人一人へ。

- ❖ 効率性は直後にのみ必要
- ❖ 一人一人異なる被災程度。神戸で仮設住宅が5年で解消したのは、個別の手当てから。「こんな物件良く探しましたね」と不動産屋が驚いたケースワーク。
- ❖ 依存する市民を拡大させないために
- ❖ 行政のたこつぽに入らない。第3者＝ボランティアの活動が重要に

08.6.2

災害救助担当者会議

36

被災地は、自治の道場

- ◆ 自治の道場、防災はきっかけになりやすい。どうやって、動いてもらえるか。
- ◆ 公平性とは何か。過剰な公平性を求める間違い。いきなり理解してもらえるか？
- ◆ 被災者復興支援会議が果たした役割。専門家や学者、NGOらのメンバーが県職員のプロジェクチームと一緒に、膝詰めで話を聞く140数回に及ぶ「移動いどばた会議」
- ◆ 既存システムが地震で壊れた後に、さまざまなすき間を埋めていく仕組みが必要＝中間支援

08.6.2

災害救助担当者会議

37

地縁組織をどう広げるか

- ◆ 引っ張るのではなく、寄り添っていく。お役所主導ではなく、地域に人材で方針が出せるか。
- ◆ 活動家が一人ではダメ。3人ぐらいいればいい。3人目の役割。
- ◆ NPO的自主防災組織。地べた自主防災会、地縁義務的組織など、いくつもの結びつきを用意する
- ◆ 地域課題、市民課題に寄り添って、普段から一緒に考えておく。まず、ハードと考えないまちづくり。お花の水やりとか。
- ◆ 関係性の再構築の機会に(できれば足元の地面との関係性も(^_^))

08.6.2

災害救助担当者会議

38

必ず来る、でも準備期間がある

- ◆ 次世代、次々世代のために、何をするか
- ◆ ほおっておいても解決することは何？
- ◆ 今からでないといけないことは何？

阪神から13年、あっという間

でもようやく動き出した

「耐震化の促進が地震対策の最重要課題」

自分にしかできないこと＝時事通信の力を地域防災に活かし
続けるためのメディア＝防災リスクマネジメントWeb

08.6.2

災害救助担当者会議

39

VI-Ⅱ 講 演
(聴覚障がい者と防災問題)

ベターコミュニケーション協会会長
中園 秀喜

聴覚障がい者と防災問題

ベターコミュニケーション研究会・バリアフリーアドバイザー 中園秀喜

65歳以上の高齢者の数

まだまだ大丈夫！
だと思っていたら...

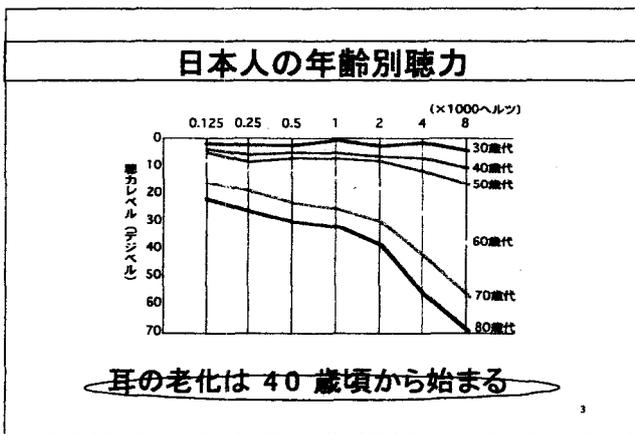
2025年
約3,500万人
(28.1%)

2000年
約2,200万人
(17.4%)

もっと早く手を
打っていたら
よかったなあ...

（出典：人口動態調査）

バリアフリーユニバーサルデザイン化は避けられない



ご検討下さい。

聴覚障がい者の数 (予測)

600万人 (2000年)

800万人 (2050年)

1%以上が利用者になるとしたら...

難聴者です (敬称略)

森繁久彌 (俳 優)

故 松下幸之助 (松下電器創業者)

故 井深 大 (ソニー創業者)

難聴者です (敬称略)

故ジェラード・フォード (38代・米国大統領)

故 ロナルド・レーガン (40代・米国大統領)

H・W・ブッシュ (41代・米国大統領)

難聴者です (敬称略)

ビル・クリントン
(42代・米国大統領)



鄧小平
(中国の実力者)



中園秀喜
(タダの人)



聴覚障がい者と他の障がいの違い

～火災の例～

肢体障がい
視覚障がい

⇒

音声は
聞こえる

⇒



⇒

逃げられる

聴覚障がい

⇒

音声は
聞こえない

⇒



⇒

逃げられない

聴覚障がいと他の障がいの違い

1950年、岡山県立ろう学校で火災
(当時は盲学校とろう学校が一箱)。
視覚障がい者は全員無事。
聴覚障がい者16人全員焼死。

聴障者 2F 16人死亡
視障者 1F 0人死亡

1985年以降、
聴覚障がい者の被災者は156人以上

聴覚障がいと他の障がいの違い

肢体障がい
視覚障がい

⇒

障がいは
みえる

⇒

配慮は
比較的
簡単

聴覚障がい

⇒

障がいは
みえない
バリア!!!!

⇒

配慮は
比較的
困難

聴者と聴覚障がい者の違い

テレビを見る
↓
情報が入る
↓
避難簡単



テレビを見る
↓
内容がわからず
取り残される
↓
各種の損失発生

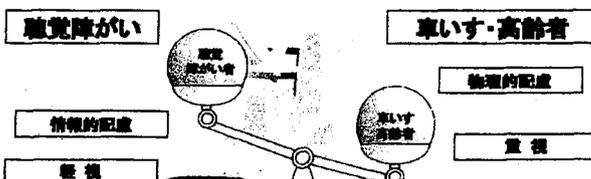


情報の公平

バリアフリー&ユニバーサルデザイン

聴覚障がい

車いす・高齢者



情報的配慮

物理的配慮

監視

重視

聴覚障がい者はカヤの外????

公平に!!!

国連「障がい者の権利条約」

駅、病院、役所、学校、ホテルなどほとんどの施設
および航空機、船舶、バス、タクシーにも適用されます



聴覚障がい者への配慮も明記。

聴覚障がい者には「手話・筆談・
文字で情報を伝えること」(要約)

1313

災害列島・ニッポン



14

阪神淡路大震災との違い



15

災害時の問題点

停電や混雑のため
ファックスや電話が使え
ず、連絡がスムーズに
とれなかった。

情報の公平



避難勧告や避難命令が
聞こえず、避難できなかった。

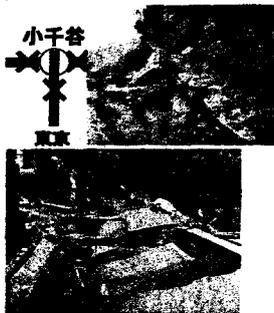


避難所に避難したが、
聴覚障がい者に対する
配慮がなかった。



16

困ったこと



小千谷

東京

- 1) 手話、筆談通訳者の家屋も破壊支援困難
- 2) 道路も寸断、外部からの支援困難
(コミュニケーション機器等、
救援物資宅配不可)

支援開始まで1週間以上
この間聴覚障がい者は

孤立に



17

備えあれば憂いなし ①

1) 3日間かけて収容先の避難所
内で聴覚障がい者を探してまわ
り、2人の聴覚障がい者に出会う。
一人は補聴器、一人は中途失聴
者。共に手話ができない。

手話ができない聴覚
障がい者も困ってい
るので援助を。



2) 「当面はこのツールを使って下
さい」といった時、「私は手話以外で
できないので」と断った手話通訳者も。

手話以外のツールの
使い方なども学んで。

ボランティア体験から

電光文字表示機の最大の特徴



「リモコン型電光文字表示機」

日本語の他、英語などにも対応

火災報知機にも連動

災害時は避難所でも

★普段は案内に
非常時は避難所で

19

精神的効果



・聴覚障がい者の不安軽減

・医師等の負担軽減

20

備えあれば憂いなし



ろう学校・情報提供施設
災害時の情報支援拠点に

「LED付き電光文字表示機」

普段は案内や研修会の案内などを表示

災害時は一時貸出

大災害時は各地の施設などから貸出を!

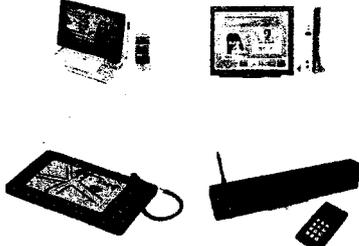
21

ご要望・避難所に各1セット常備を!!!

視覚障がい者

肢体障がい者

聴覚障がい者



22

避難所ポスター掲示の意味



必要な情報を探すのは大変

目立つ工夫を

1.聴覚障がい者や、周りの人々に応急ツールの活用をPR

2.行政やボランティアなどに聴覚障がい者がいること、配慮が必要な事をPR

みえる形でPRを

23

勉強会、講演会などの実施

福祉課・福祉事務所向け (例/東京都)

市議会超党派による防災ツール等の勉強会の開催 (例/東久留米市)

防災委員向け (例/横浜市)

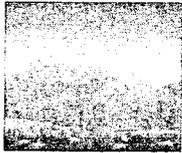
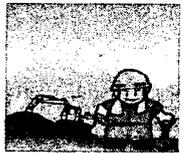
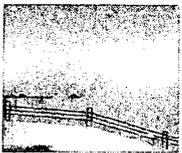
聴覚障がい者協会会員向け (例/宮城県)



24

なぜ、情報バリアフリー法が必要か		
	聴覚障がい者	肢体障がい者
メール法	関係ない	
情報		関係ない
人的配慮	<input type="checkbox"/> 手話通訳 <input type="checkbox"/> 要約筆記	<input type="checkbox"/> 介護者
法律	情報バリアフリー法の創設を!!	バリアフリー法

それぞれがパイオニアに……

人が通る。道ができる。

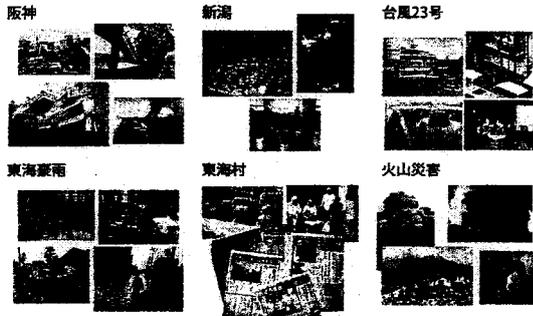
大切なこと

動かないと

何も変わらない

進めよう!! 避難所などの 情報バリアフリーを!!

災害列島・ニッポン



バリアフリー新法

駅、病院、役所、学校、ホテルなどほとんどの公共施設
および航空機、船舶、乗車タクシーにも適用されます



耳の不自由な人のへの配慮も盛り込まれました。

「聴覚障害者には筆談や
文字で情報を伝えること」(要約)

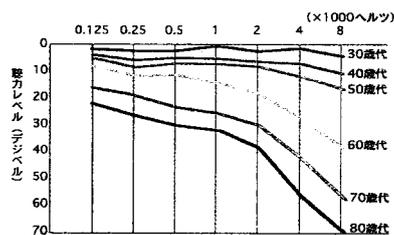
意識変革を

「聞こえる」ことを
当たり前としているかぎり
世の中は変わらない。

発想の転換を…

そして、パイオニアに

日本人の年齢別聴力



耳の老化は40歳頃から始まる

図などは「進めよう!! 避難所などの情報バリアフリーを!!」の講演用パワーポイントより抜粋

地震、火災、台風、原子力事故、火山爆発、集中豪雨など災害大国、日本には「安全地帯」はありません。「備えあれば憂いなし」。各地の自治体は各種の災害に備えて様々な準備をしています。

なかでも後手後手になったり、忘れられているのが聴覚障害者や日本語を理解できない外国人など情報障害者に対する対策ではないでしょうか。

聴覚障害者も人間です。聞こえる人が得られる情報は聴覚障害者や、外国人にも分かる方法で伝えていただきたいのです。

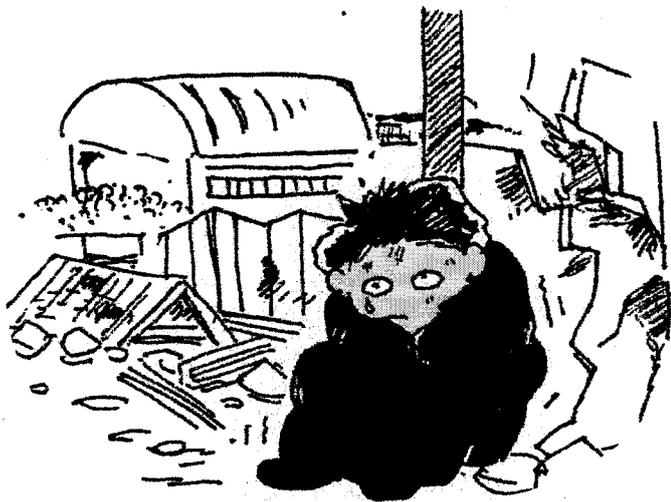
「情報は平等に、公平に」

日本は高齢社会、現在 2250 万人、25 年後には 3500 万人以上に増加します。聴覚障害者は軽い難聴者も含めると現在 600 万人以上、50 年後には 800 万人以上に増加が予想されています。今、元気な人も明日は我が身かも知れません。バリアフリー・ユニバーサルデザインは自分の問題であり、みんなの問題でもあるのです。

聴覚障害者に優しいことはそうでない人にもやさしいのです。

この資料は主に新潟県中越地震の後方支援をしてきた経験からまとめています。

どうぞ、ご活用ください。



避難勧告などが聞こえず、避難できなかった。



停電や混線のためファックスや電話が使えず、連絡がスムーズにとれなかった。

聴覚障害者の 災害時の問題点



避難所で手話通訳などが無いとお知らせがわからない。



避難勧告の発令が深夜だったこともあり、ファックスでは対応しきれない面があった。

警察、消防署などの行政が一人暮らしのお年寄りに配慮を怠り、緊急時にも対応できるようなマシナリが必要。

聴覚障害者に対する教育も必要。



中園秀喜(ペンネーム 岩淵紀雄)。大分県生まれ。ベター・コミュニケーション研究会会長バリアフリー・アドバイザー。国土交通省、経済産業省、厚生労働省、総務省消防庁などバリアフリー・ユニバーサルデザイン関係委員、NHK「聴力障害者の時間」司会歴任。「拝啓 病院の皆様」-聴覚障害者が出会うバリアの解消を-(現代書館)など著書多数。各種表彰受賞。

耳の不自由な方へのご案内（案）

- ★ 普段は仕事や娯楽に。災害時は避難所などで。
- ★ 新潟県中越地震の体験から生み出された道具。

照明ネーム

災害初期、特に夜間や停電時は防災担当者を探すのに一苦労。災害時の特に暗いところでは、防災担当者などの目印に。LED表示器は名札兼用POP。日本語、英語も可。

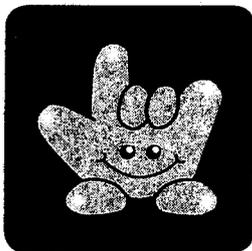


通常

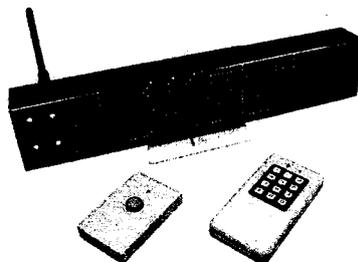
点灯時

光るキーホルダー

避難所での最初の仕事は聴覚障害者と手話のできる人などを探すことでした。このバッジは指文字の「アイラヴユー」をかたどったもの。これを着用している人は聴覚障害者関係者と分かるように約束しては？ キーホルダーは着脱可。普段はカバンや携帯電話に。



電光文字表示器

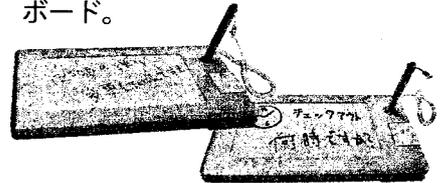


(特注品)

街の中で活躍している電光文字表示器は災害時には役不足でした。情報を送るためにはパソコンがあるところまでいく必要があります。これが大変。グラリと来たら操作者も逃げるのが精一杯。しかも、避難所はパソコンをいじったことのない高齢者がほとんど。これらの体験から「誰でも」「簡単に」「送れるよう」と考えた「電光文字表示器」がこれ。100m以内なら「どこでも」送信OK。16文例登録可。1文例は70文字まで。日本語も英語も流せます。Eメール対応型も。普段は館内放送や議会の案内などに。この商品はリースも可。

簡易筆談器

通話者の家も倒壊。特に災害初期は手話通訳の確保も困難でした。こんな時に役立ったのが簡易筆談器。繰り返してかける、紙の無駄遣いもなく、環境に優しい筆談ボード。



普段は窓口のコミュニケーションや案内代わりに。沢山いるところでは大きなサイズのチョークレスボード。少ないところでは「かきポンくん」がベター。「パールメモ」はクリップ付きでバッグなどに取り付けられるので携帯に便利!!



ソーラーライト

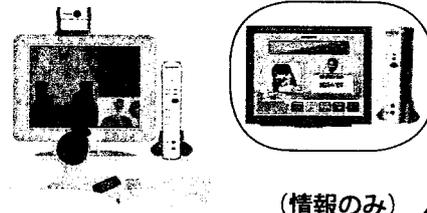
被災地からの第一報は「懐中電灯の電池が切れた。星空の下ではコミュニケーションも困難」。そこで考えたのがこれ。3~4時間の充電で約8時間点灯。暗いところでの手話の会話に。普段はアウトドアなどで使用。



(情報のみ)

テレビ電話

災害後は家族や親戚に安否の確認をしたいが、音声電話は聴覚障害者には無用の長物。どうしても「テレビ電話」が必要になります。また、テレビ電話による遠隔リレーサービスも必要ですね。



(情報のみ)

ヘッドライト

被災地からの要望は「停電でまわりは真っ暗。聞こえる人は声をかけ合えるのが良いが、聴覚障害者はお手あげ!!」暗い所でもコミュニケーションできるライト!! 普段はナイトキャンプ、夜間の作業などに使うヘッドライトが大活躍。



(情報のみ)

限られたツールを有効に使いましょう

いつもは・・・



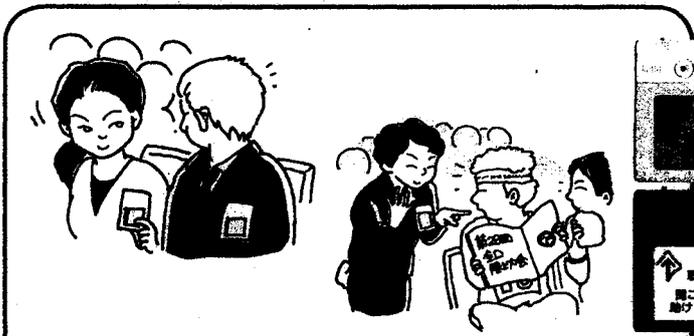
簡易筆談器

災害時は

情報保障に!! 避難所など



簡易筆談器



LED ネームプレート

手話通訳等、探すのが大変!!

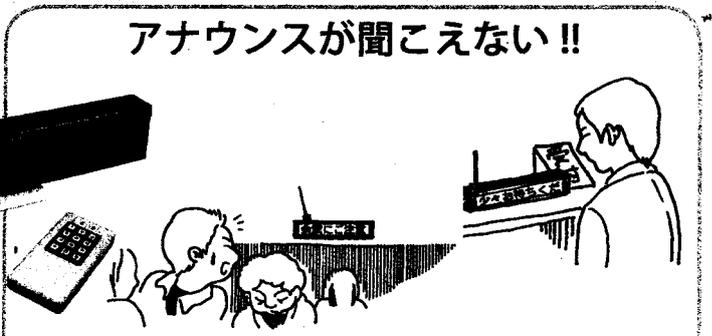


LED ネームプレート



電光文字表示器

アナウンスが聞こえない!!



電光文字表示器

新潟県中越地震の後方支援から開発

この無線・小型LED電光文字表示器の開発は当社の代表取締役が、新潟県中越地震で、避難所の様子を実際に見て、固定されている電光文字表示器がうまく操作されず、特に緊急時にはほとんど役に立っていないことに気づいたことから始まりました。特に聴覚障害者の方は放送などの音声情報が分からず、大変不安の中にいます。それを何とかしたいという思いが開発の原点です。

普段は窓口などで文字案内に使用し、災害時は避難所での情報保障等に活用することをお勧めいたします。

一般的には、文字表示器に情報を送るにはパソコンがあるところまで行く必要があります。特に災害時はその余裕がありません。こういう時、どこからでも送れるシステムがあればということで考案した物がリモコン式送信器。100mの範囲ならどこからでも送れます。

これはパソコンになれていない人（特に高齢者）でも簡単に覚えられます。

発言席

中野区にはNPO法人があるが、深夜、しかも急なこともあり区内の聴覚障害者への緊急情報発信に至らなかったようだ。

停電ではテレビの緊急情報を見ることもできないし、聴覚障害者が一番頼りにしているファクスの受送信もできない。このように、災害などが発生するたびに聴覚障害者はいつも「情報過疎」に置かれる。

大型台風14号の影響で関東に記録的な豪雨が降った。東京都杉並区では浸水400軒、一部で停電、避難もあった。私の住んでいる中野区でも大雨や洪水による被害が続出し、川沿いにある妻の実家も床下浸水になった。

記録的豪雨は聴覚障害者の私達にも情報伝達面でさまざまな課題を残した。妻の話では、区の広報車が繰り返し地域住民に「避難勧告をしている」と呼びかけた。

私は聞こえる人の情報で分かったのでよかったが、特に独り暮らしの聴覚障害者らほどのようにして情報を得ればよいのか。聴覚障害者の知人は、帰宅途中に川のはんらんりに遭遇した。本人には広報車の避難勧告は届かなかったようだ。

聴覚障害者は主に音声およびコミュニケーションに関して悩んでいるのだから、光、文字など



聴覚障害者に情報保障を

聴覚障害者団体事務局長・岩淵紀雄

どで伝える方法を工夫してほしいと訴えてきた。例えば、広報車には情報伝達手段としては全天候型の「ストロポ付き緊急電光文字表示機」を搭載、避難所には緊急電文字情報受信テレビ、簡易筆談器なども欲しい。

一方、これまでの災害の教訓が生かされたところもある。手話で話す聴覚障害者向けの支援団体だ。手話ボランティアなどは聴覚障害者にとっては重要なサポーターだが、圧倒的に多い、手話のできない中途失聴・難聴者には利用しにくい。とりわけ補聴器ユーザーなどに対する配慮も必要だ。

火災も人命にかかわる。施設などに火災警報器の義務づけをしている消防法施行令は依然として音で知らせることになっている。また、家庭に火災警報器の設置を義務つけた東京都や横浜市の防災条例にも聴覚障害者の視点は盛り込まれていない。85年以降だけでも、住宅火災で156人以上の聴覚障害者の被災者が出ている。

政府が支援しているユニバーサルデザインは、すべての人に公平に配慮することが大前提だが、実際は物理的なバリア(障壁)を取り除くことに特に力を入れていたようだ。換言すれば、情報障害者である聴覚障害者のことは軽視されている傾向が強い。障害の自身は違っても人間には変わりはない。公平に扱ってほしい。

(毎週日曜日に掲載)